

Japanese Scandinavian Radiological Society

# 日本スカンジナビア放射線医学協会

会報38号, 2025年



# 目次

---

## 日本スカンジナビア放射線医学協会会報 No.38

### 特集「日本スカンジナビア放射線医学協会のあゆみ・国際交流の軌跡と展望」

「JSRSの思い出」 .....	(会員の方のみ閲覧可) 1
畠中 正光(札幌医科大学)	

### デンマーク特別企画

「10年ひと昔、というけれど」 .....	(会員の方のみ閲覧可) 4
朽木 恵(公立学校共済組合 東北中央病院 放射線科)	

「私目線のコペンハーゲン紹介」 .....	9
嶺 貴彦(日本医科大学千葉北総病院・放射線科)	

<b>次回シンポジウムのご案内 .....</b>	<b>12</b>
---------------------------	-----------

Søren Rafaelsen(Denmark)

<b>定款.....</b>	<b>15</b>
----------------	-----------

<b>留学助成金公募のお知らせ.....</b>	<b>23</b>
--------------------------	-----------

<b>留学助成金取得者リスト .....</b>	<b>24</b>
--------------------------	-----------

<b>日本スカンジナビア放射線医学協会会員申込書 .....</b>	<b>28</b>
------------------------------------	-----------

<b>日本スカンジナビア放射線医学協会役員名簿 .....</b>	<b>29</b>
-----------------------------------	-----------

<b>日本スカンジナビア放射線医学協会賛助会員名簿 .....</b>	<b>31</b>
-------------------------------------	-----------

<b>事務局だより .....</b>	<b>32</b>
---------------------	-----------

## 私目線のコペンハーゲン紹介

日本医科大学千葉北総病院・放射線科

嶺 貴彦

このたびはProgress in Radiology 2026に先立ちまして、デンマークの医療事情、物価、観光などについて、会期中の皆さまに向けたお役立ち情報発信の項をいただきました。私は2017年の8月から半年間、コペンハーゲン国立病院 (Rigshospitalet; RH) の脳血管内治療部門に協会のサポートのもとで留学して参りました。とはいってもあれから8年が経ち、コロナ問題もあってか一度も再訪できていません。ですが、今回調べなおすことで薄らいでいる記憶が蘇ってきてわくわくはじめました。そして調子に乗って書き過ぎました。

### [デンマークの医療事情]

デンマークの総人口は598万人で、コペンハーゲンを含む首都地域 (Region Hovedstaden) に187万人が住んでいます。北海道全体と札幌市の人口分布に似ています。国内は5つの行政区域 (Region) に分かれています。医療機関はクリニックも総合病院もRegionにより運営されています。住民はひとたび病気になつたら、指定の家庭医（クリニック）で初期対応を受け、必要に応じてセンター病院に集約されてゆきます。人口当たりの医師の数は日本よりも多いそうです。自由診療はごく一部で、ほぼ全ての医療は国が定めるガイドラインに沿って無料で提供されます。「私のように現地で所得税を払っていない住民でも無料なの？」と当初は疑問でしたが、住民ナンバーを取得していれば問題ありません。旅行者の予想外の疾病でも、帰国できないほど重体でなければ無料になるそうです。

私は滞在中に激烈な坐骨神経痛に見舞われたのですが、家庭医に電話をしてもデンマーク語の留守電が流れるだけでした。アポなしでクリニックに向かったところ、そんなに待たずに診察はしてくれましたが、アセトアミノフェンを処方されるだけで逆に徒労でした。薬代はかかります。結局心配してくれた指導医から連絡があり、RHでMRIを撮って一泊入院させてくれました。あまりの激痛なので、脊椎外科の先生に、「滞在中の今の時間が惜しいので、手術をしてほしい」と訴えたのですが、「日本では手術をするのかもしれないが、デンマークではガイドラインに沿った医療しかできないんだ。手術するならボルトが必要だし、耐久性を懸念する」と優しく諭されました。

このように、デンマークでは疾患ごとに診療方針と提供される場所が明確に定められています。脳血管内治療であれば、3つの大学病院 (RH, Aarhus, Odense) でしか行えません。思えば187万人いる首都地域の脳血管内治療のすべてを一施設でやっていたので、急性期脳梗塞の治療はひっきりなしでした。

RHには肝臓移植を専門とする福森先生という日本人医師がいます。デンマークでは脳死ドナーからの臓器移植が認められており、手術はRHのみで施行されます。国内のどこかでドナーが発生すると、昼夜を問わずRHのチームが飛行機で現地の病院へ向かい、臓器を摘出してRHに持ち帰ります。その間にレシピエントの患者に連絡が行き、RHに緊急で入院させて、すべてが揃ったら執刀にかかるそうです。福森先生は日本の移植外科医のだれよりも執刀経験が多く、技術では負けないとおっしゃっていました。私はその熱意溢れる眼差しからそれは間違いないと実感しましたし、だれか先生のドキュメンタリー映画を作ってくれないかなと思いました。

まとめますと、「医療全体の入口は日本よりもふわふわとしているのに、いざ専門治療が必要になると、

## デンマーク特別企画

---

一定の高水準の治療がすべからく提供される。そして時として超絶プロフェッショナルな技術が遺憾なく発揮される」というのが私の雑駁な印象です。ちなみに平均寿命は、男性約80歳・女性約84歳で日本よりはやや短いようです。

### [物価と食事]

デンマーククローネ (DKK) は、2017年は16円ほどでしたが、今現在は23円台（1.5倍くらい）まで高騰しています。レストランでビール1杯が50—60DKKでしたので当時は900円、今では1200円はしますね。スーパーでの買い物は一般的な食材は肉でも野菜でも日本の1.2倍くらいのイメージだったので、今では1.8倍くらいでしょうか。マクドナルドのビッグマックの価格を比較する「世界のビッグマック指数」なるサイトを見つけました。これによるとデンマークでは829円（10位）、日本では470円（44位）だそうです。アメリカ（874円；7位）よりも安いのは意外ですね。ぶっちぎりの一位はスイス（1207円）です。

New Nordic Cuisineと呼ばれる料理の分野があります。北欧の伝統を前衛的に進化させたものようで、コペンハーゲンのNomaという「世界一予約が取れないレストラン」が発信したコンセプトです。Nomaは通常コースでも10万円はして、予約は数年待ちです。そこまでいかなくてもこのジャンルを堪能できる店はたくさんあり、大体どこのお店も外観がとんでもなくスタイリッシュです。街中に複数店舗を構えるMadklubbenはリーズナブルで、サイトを見たら、今でも変わらぬ値段で嬉しくなりました（基本コースが295DKK）。とはいっても私はそもそもバカ舌で、New Nordic Cuisineのような繊細で高尚な料理の素晴らしさはありませんでした。コペンハーゲンには南アジア系の方も多く暮らしているためか、私の好きなタイプのカレー屋がたくさんありました。そここにあるハンバーガー専門店では1プレートが100DKK強で、どこでも美味しかったですね。好みはいろいろあるかと思いますが、どんな店であれ6月の澄んだ空気を存分に感じられるテラス席で地ビールが飲めたら最高ですね。

### [観光]

コペンハーゲンの建物群は世界一かっこいいと思っています。中心部に多いクラシック建築も良いですが、郊外に多いモダンなマンションなどにおいては洗練されている中にも変化球的な色合いや造形が混ざっていて、本当にクールです。エリアによっては伝統と先進が一角にひしめき合っていて、その奥行きのある立体的な美しさには惚れ惚れします

移動は自転車が結構おすすめです。ほぼすべての道路に自転車専用レーン・専用信号があって安全で、何より爽快です。当時からスマホで簡単にレンタルできるシステムがありましたね。観光スポット同士の距離が意外と離れている場合なんかは本当に効率的です。メトロも便利で、自転車ごと移動できます。バスは路線が複雑でわかりづらいかもしれません。では、以下に個人的なおすすめを少しだけご紹介します。

### お濠のボート

中心街の北側の外郭には5つの大きなお濠があり、簡単に漕げるレンタルボートがあってとても気持ちよかったです。

### ニューハavn (Nyhavn) の運河ツアー

ニューハavnはあのおなじみのカラフルな建物が立ち並ぶ運河港です。ここから出発する運河ツアーでは、海に囲まれたコペンハーゲンの街並みを1時間弱でぐるりと巡ることができます。「いろいろまとめて見られて

便利よ」と現地の方におすすめされたのですが、実は私は未経験で次こそ乗りたいです。便数は多いので、予約なしで行ってもすぐ乗れると思います（たぶん）。

### ストロイエ（Strøget）

コペンハーゲン中央駅の近くからニューハウン方面へと伸びる、石畳のショッピングストリートです。高級ブランドや有名店の多くが並び、通り沿いのカフェや路地裏のテラス席でのひと休みも至福だと思います。「Illums Bolighus」という、北欧のデザイナーズ商品を集めたインテリアショップは見応えがあります。地元の方にも人気で、セール時には長蛇の列ができていました。大型家具がずらりと並んでいる一方で、持ち帰りやすい雑貨もたくさんあります。価格は高めですが、ついつい散財したくなってしまいます。

### ノアポート（Nørreport）駅周辺

ストロイエから北に逸れて歩いていくとたどり着きます。若い地元っ子が多く、原宿のような雰囲気を感じました。派手な髪型のティーンエイジャーたちがたむろしている光景を眺めているだけでも、地元文化をひとつ学べた気がして興味深かったです。駅からさらに北へ数分歩くと、「Torvehallerne」という屋内市場があります。魚介類や肉、チーズ、生ハムなどがずらっと並んでいて、タパスをつまみながらワインを堪能したりもできます。

### クリスチャニア（Christiania）

中心街から運河を渡った向かい側、クリスチャンスハウ地区にある“自称・独立国家”であり、一大観光名所でもあります。1970年代にヒッピーが集まって作り上げたコミュニティで、今では850人が暮らしているそうです。「ボスを作らない」という政治スタイルのもと、住民たちは上下関係なく話し合いながら、自由を尊重する独自のルールを築いてきました。大麻の使用が黙認されてきた一方で、「盗み・暴力・銃やナイフの持ち込み・ハードドラッグ・車の乗り入れ・動物を鎖につなぐこと」などはタブーです。政府との衝突は幾度となくあったものの、最終的には平和的な合意に至ったそうです。エリア内には住居のほか、飲食店、雑貨店、フリーマーケットなどが並び、自然も多く残されています。古い建物は住民によるDIYで改裝され続け、壁という壁がカラフルなグラフィティで彩られています。私も一度訪れましたが、異質だけど不思議な魅力が溢っていました。カフェのコーヒーは一杯10DKKと安かったです。大麻の露店はありましたが、さすがに近寄れませんでした。観光客の往来は多く、昼間に歩く分には危険は感じませんでした。——そんなクリスチャニアにまた行ってみたいと思っていたのですが、近年は少し様子が変わってきているようです。2020年頃までは住民たちが自ら大麻を売買していたのが、以降ギャングが参入して諍いが増えるようになりました。銃撃事件まで起きるようになり、4名も死亡しているそうです。「2024年から警察が本格介入し、大麻の露店は撤去されてむしろ安全になった」との記事もありますが実際はどうでしょうか。私はそれでも再訪するつもりですが、皆さま警戒は十分になさってください。

# 次回シンポジウムのご案内

## 16th Symposium of the Japanese Scandinavian Radiological Society & 19th Nordic Japan Imaging Informatics Symposium Progress in Radiology 2026



President, professor: Søren Rafaelsen, Denmark

Save the date: 2-th of June -4-th June 2026

Venue: Hotel Tivoli, Copenhagen, Denmark

JSRS 2026, Copenhagen, June 2 to June 4, 2026

Dear Colleagues,

September 2025. Denmark

We are delighted to extend a warm invitation to all of you to join us at the upcoming 16th Symposium for the Japanese Scandinavian Radiological Society (JSRS) and the 19th Nordic Japan Imaging Informatics Symposium. The event will be held in the captivating city of Copenhagen, Denmark, from June 2 to June 4, 2026, providing an ideal opportunity to immerse yourselves in the charm of Copenhagen during this splendid season. Copenhagen stands as the capital and most populous city of Denmark, boasting a vibrant urban area with a population of approximately 1.4 million. Further information: <https://www.visitdenmark.com/denmark/things-do/attractions/copenhagen>

Our chosen venue for the conference in the center of the town is the Tivoli Hotel & Congress Center, where the Progress in Radiology symposium will be held. SAS has convenient flight connection from Haneda (HND), Tokyo direct to Copenhagen airport (CPH), without stop. There is also other flight connection to Copenhagen with one stop.

The local organizing committee has already embarked on preparations for this event, with a keen focus on crafting an enriching and memorable experience for all attendees. The symposium will cover a range of topics including Oncological Imaging, Interventional Radiology, Nuclear Imaging, and the application of Artificial Intelligence in Radiology. The program will be shaped by abstracts submitted by participants, thus we encourage you to submit your abstracts well in advance. On the final day, a visit to Herlev University Hospital is scheduled for the morning. Additionally, there will be leisure time allocated for a scenic boat trip along the city's canals, offering a delightful opportunity to admire landmarks such as the iconic Little Mermaid statue.

## 次回シンポジウムのご案内

---

Tea and coffee during breaks, lunch, boat trip to the congress dinner, the congress dinner, and bus transport to Herlev Hospital are included in the course fee. A hotel list in Copenhagen will soon be available on [www.jsrs2026.dk](http://www.jsrs2026.dk)

Having a documented abstract submitted for JSRS 2026 is likely to facilitate your financing. Registration and abstract submission opens: November 1, 2025. We eagerly anticipate your presence at this esteemed gathering and look forward to fostering productive discussions and collaborations in the field of radiology.

[www.jsrs.dk](http://www.jsrs.dk)

[www.jsrs2026.dk](http://www.jsrs2026.dk)

On behalf of the JSRS 2026 local committee. Best regards,  
President, Prof. Søren Rafaelsen

**16TH SYMPOSIUM OF THE  
JAPANESE SCANDINAVIAN  
RADIOLOGICAL SOCIETY**

JUNE 2–4, 2026  
COPENHAGEN, DENMARK

ONCOLOGICAL IMAGING

INTERVENTIONAL  
RADIOLOGY

NUCLEAR IMAGING

ARTIFICIAL INTELLIGENCE  
IN RADIOLOGY

**JSRS 2026**



# 定款

---

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本スカンジナビア放射線医学協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市昭和町三丁目39番22に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、日本とスカンジナビアの放射線科医と友好と連絡を図り、放射線医学に関する交流、進歩を目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 学術集会、日本北欧合同シンポジウム等の開催事業
  - ② 関係各国の放射線医学の研究発表の交換、情報交換事業
  - ③ 関係各国の放射線医学の人事交流（留学）等事業
  - ④ その他本会の趣旨に沿う必要な事業

2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、日本及びスカンジナビア諸国の放射線医学に携わる医師及び理事會での推薦を受けた個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、医療に携わる者である事の他、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事會の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事會において別に定める会費を納入しなければならない。

## **定款**

---

### (会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失そく宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

### (退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
- この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (拠出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## **第3章 役員及び職員**

### (種類及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

### (選任等)

- 第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。

## **定款**

---

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを發見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## **第4章 総会**

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業報告及び活動決算

# 定款

---

- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

## (開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

## (招集)

- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。
- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

## (議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

## (定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## (議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (社員の表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## (議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

# 定款

---

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

## **定款**

---

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## **第6章 資産及び会計**

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## **定款**

---

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## **第7章 定款の変更、解散及び合併**

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## **第8章 公告の方法**

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

## **第9章 雜則**

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 定款

---

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正 会 員 年会費 1口2,000円
  - (6) 賛 助 会 員 年会費 1口100,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和6年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。

\* 附則2における、年会費改定に関する事項

理事会において、正会員の年会費を1口2,000円から5,000円への変更について議決され、総会に諮り承認された。よって2024年度より、正会員の年会費を本事項の定めに依り、次に掲げる額に改定する。

正会員 年会費 1口 5,000円

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	対馬 義人	理事長
理事	鹿戸 将史	副理事長
理事	畠中 正光	副理事長
理事	安藤 容子	
理事	石田 隆行	
理事	伊藤 浩	
理事	小野澤志郎	
理事	金 舞	
理事	黒木 一典	
理事	近藤 博史	
理事	佐藤 友保	
理事	田島 廣之	
理事	中村 和正	
理事	細矢 貴亮	
理事	嶺 貴彦	
理事	村田 智	
理事	門前 芳夫	
理事	山口 雅人	
理事	山田 哲久	
監事	高木 亮	

# 留学助成金公募のお知らせ

---

日本スカンジナビア放射線医学協会日本支部では留学希望者の応募を受けつけています。希望者は以下の要項に従つてまずはメールにてお問い合わせください。

1. ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スウェーデン及びアイスランドいずれかへの留学希望者を募ります。
2. 放射線医学を専攻している医師または歯科医師で日本医学放射線学会会員であること。
3. 国籍は問わない。
4. 留学期間は6ヵ月以上であること。
5. 応募締切り：お問い合わせ下さい
6. 問い合わせ先 [jsrs@jsrs.tokyo](mailto:jsrs@jsrs.tokyo)

# 留学助成金取得者リスト

---

<北欧への留学> ※所属は全て留学時

**2021年（第36回）**

大橋 茜（京都医療センター） 留学先:Lund University 指導医:Sophia Zackrisson

**2018年（第33回）**

大熊 ひでみ（東京大学） 留学先:University of Eastern Finland 指導医:R. Vanninen

**2017年（第32回）**

嶺 貴彦（東海大学） 留学先:Denmark 王立病院 指導医:Goetz Benndorf

**2015年（第30回）**

金 舞（群馬大学） 留学先:University of Turku

**2012年（第27回）**

鹿戸 将史（山形大学） 留学先:Oslo 大学 指導医:Per Kristian Hol

**2010年（第25回）**

小野澤 志郎（日本医大） 留学先:Malmoé 病院 指導者:M. Malina  
朽木 恵（山形大学） 留学先:Denmark 王立病院 指導者:I. Viborg

**2008年（第23回）**

杉浦 公彦（鳥取大学） 留学先:Malmoé 病院 指導者:K. Ivancev

**2007年（第22回）**

山口 雅人（神戸大学） 留学先:Malmoé 病院 指導者:K. Ivancev

**2006年（第21回）**

町田 稔（国立がんセンター） 留学先:Karolinska 病院 指導者:G. Svane

**2005年（第20回）**

野村 美和子（三重大学） 留学先:Aarhus 大学病院 指導者:J. Overgaard  
遠藤 育世（聖マリアンナ大学） 留学先:Oslo 大学 指導者:F. Laerum

**2004年（第19回）**

岸本 佳子（山口大学） 留学先:Goeteborg 大学 指導者:A. Hellstrom  
南郷 峰善（大阪市立大学） 留学先:Malmoé 病院 指導者:K. Ivancev

**2002年（第17回）**

伊藤 宏彦（ワシントン大学） 留学先:Huddinge 病院 指導者:P. Aspelin  
江川 亜希子（長崎大学） 留学先:Karolinska 大学 指導者:H. Ringertz

**2001年（第16回）**

南 和徳（長崎市立市民病院）—辞退

## 留学助成金取得者リスト

---

### 2000年（第15回）

築山 裕見子（埼玉医科大学）

留学先:Uppsala University 指導者:A.Hemmingsson, A. Magnusson

### 1999年（第14回）

中原 圓（日本医科大学）

留学先:Karolinska 病院 指導者:K. Ericson

### 1998年（第13回）

安藤 容子（一宮市立市民病院）

留学先:Oslo 大学 指導者:F. Laerum

### 1996年（第11回）

村田 智（筑波大学）

留学先:Malmoé 大学 指導者:K. Ivancev

### 1995年（第10回）

伊藤 浩（東北大学）

留学先:Karolinska 研究所

### 1994年（第9回）

佐藤 友保（国立福山病院）

留学先:Huddinge 病院 指導者:B. Calissendorff

### 1993年（第8回）

富口 静二（熊本大学）

留学先:Huddinge 病院 指導者:K. Mare; Karolinska 病院 L. Jorfeldt

対馬 義人（群馬大学）

留学先:Turku 大学 指導者:M. Kormano

### 1992年（第7回）

黒木 一典（聖マリアンナ医科大学）

留学先:Oslo 大学 指導者:F. Laerum

児玉 行弘（名古屋大学）

留学先:Odense 大学 指導者:F. Mathiesen

### 1991年（第6回）

橋本 東児（昭和大学）

留学先:Karolinska 病院 指導者:H. Ohlsen

今村 正浩（関西医大）

留学先:Karolinska 研究所腫瘍生物学II部門 指導者:L. Revesz

川島 隆太（東北大学）

留学先:Karolinska 研究所 指導者:P. Roland

### 1990年（第5回）

山田 哲久（東京慈恵会医科大学）

留学先:Arhus Kommune Hospital 指導者:Bent Madsen

門前 芳夫（大村市立病院）

留学先:Karolinska 病院 Radiumhemmet

指導者:R. Svanstroem, Radiosurgery C. Lindquist, Soeder sjukhuset U.Glas

### 1989年（第4回）

保坂 純郎（下谷病院）

留学先:Oslo 大学 指導者:I. Enge., F. Laerum

### 1988年（第3回）

井上 裕喜（鹿児島大学）

留学先:Turku 大学 指導者:M. Kormano

### 1987年（第2回）

上田 潤（住友病院）

留学先:Uppsala 大学 指導者:Uno Erikson

細矢 貴亮（山形大学）

留学先:Lund 大学 指導者:Cronqvist

## 留学助成金取得者リスト

---

1986年（第1回）

西山 謙司（大阪大学）

留学先: Karolinska Institutet (Radiumhemmet)

田島 廣之（日本医科大学）

留学先: Karolinska Institutet (Thoraxkkiniken) 指導者: Alfred Szamosi

※2024年（第39回）、2023年（第38回）、2022年（第37回）、2020年（第35回）、2019年（第34回）、2016年（第31回）、2014年（第29回）、2013年（第28回）、2011年（第26回）、2009年（第24回）、2003年（第18回）、1997年（第12回）は、該当者なし。

## 留学助成金取得者リスト

---

<日本への留学> ※所属は全て留学時

**2015年**

Kyoko Rasmussen (Hvidovre Hospital)

留学先:聖路加病院

**1997年**

Hanne Witt (Karolinska 病院)

留学先:日本医科大学 (隈崎)、東京都立駒込病院

**1995年**

Pavel Kesek (Malmoe 大学)

留学先:日本医科大学 (隈崎)、東京慈恵会医科大学

**1993年**

Bo Kalin (Karolinska 病院)

留学先:日本医科大学 (隈崎)

Jarmo Reponen (Oulu 大学)

留学先:大阪大学 (小塚)

Jan Reider Bjoerke (Vestfold Central Hospital)

留学先:国立がんセンター中央病院 (牛尾)

**1992年**

Finn Mathisen (Odense 大学)

留学先:日本医科大学 (隈崎)、大阪大学 (小塚、池添)

**1990年**

Ralf Kallmam (Karolinska 病院)

留学先:日本医科大学 (隈崎)、京都府立医大 (河合)

**1989年**

Eie Herlitz (Karolinska 病院)

留学先:日本医科大学 (隈崎)

# 日本スカンジナビア放射線医学協会会員申込書

年　月　日

(正会員 賛助会員)

氏名 <small>ふりがな</small>			
所属			
住所 <small>〒</small>			
<small>☎</small>	FAX	E-mail	
自宅 <small>〒</small>			
<small>☎</small>	FAX	E-mail	
放射線科の専門分野			
研究主題			
・北欧留学(2週間以上)の経験の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
<有>の方は具体的にご記入ください。			
①留学期間	年	月	日
②留学施設			
③指導者			
④研修内容			
⑤取得した資格			
⑥その後の渡北欧歴(年・国名)			
⑦その後、コンタクトのある北欧放射線医学者			
<無>の方は以下にご記入ください。			
①渡北欧の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
②欧米の知識			
□英	□仏	□独	□スウェーデン
□デンマーク	□ノルウェー	□フィンランド	□その他
・その他ご意見やご質問があればご記入ください。			

申込先 Fax: 027-220-8409, E-mail: jsrs@jsrs.tokyo

# 日本スカンジナビア放射線医学協会役員名簿

## <役員>

### 日本支部

対馬 義人	理事長	群馬大学
鹿戸 将史	副理事長	山形大学
畠中 正光	副理事長	札幌医科大学
安藤 容子	理事	名古屋城北放射線科クリニック
石田 隆行	理事	大阪大学
伊藤 浩	理事	福島県立医科大学
小野澤 志郎	理事	杏林大学
金 舞	理事	群馬大学
黒木 一典	理事	杏林大学
近藤 博史	理事	協立記念病院
佐藤 友保	理事	土谷総合病院
田島 廣之	理事	埼玉医科大学国際医療センター
中村 和正	理事	浜松医科大学
細矢 貴亮	理事	山形済生病院
嶺 貴彦	理事	日本医科大学北総病院
村田 智	理事	帝京大学ちば総合医療センター
門前 芳夫	理事	広島平和クリニック
山口 雅人	理事	神戸大学
山田 哲久	理事	日本赤十字社医療センター
高木 亮	監事	日本大学

## 日本スカンジナビア放射線医学協会役員名簿

---

### スカンジナビア支部

Sweden	Rimma Axelsson	幹事	Stockholm
	Nils Dahlström	幹事	Linköping
Denmark	Søren Rafaelsen	幹事	Vejle
	Gina Al-Farra	幹事	Herlev
	Kyoko Sakata Rasmussen	幹事	Hvidovre
	Gençay Gül	幹事	Hvidovre
Norway	Ingfrid Salvesen Haldorsen	幹事	Bergen
	Harald Nes	幹事	Haugesund
	Mona Kristiansen Beyer	幹事	Oslo
Finland	Hannu. J. Aronen	幹事	Turku
	Jarmo Reponen	幹事	Raahe
Iceland	Hjalti Már Þórisson	幹事	Reykjavik

# 日本スカンジナビア放射線医学協会賛助会員名簿

---

## <賛助会員>

1. GE ヘルスケアファーマ株式会社
2. メディキット株式会社
3. 富士製薬工業株式会社

# 事務局だより

---

いつも本協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

環境への配慮と運営の効率化を目的に、今号より会報誌の郵送を終了し、PDF形式での配布へ移行いたしました。今後は協会ホームページよりダウンロードいただけるほか、会員の皆様にはメールにて配信いたします。メールがお手元に届いていない方におかれましては、メールアドレスのご登録が確認できておりませんので、円滑な情報提供のためにも、事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

今号では、来年の国際シンポジウム開催国であるデンマークを特集し、同国の病院システムや医療現場、交通事情、食事と買物、気候や現地の雰囲気、観光や空き時間におすすめの場所などを紹介しております。

また、「日本スカンジナビア放射線医学協会のあゆみ：国際交流の軌跡と展望」と題し、JSRSの創設から現在に至るまでの歩みや、北欧諸国との学術交流の軌跡を振り返るとともに、後進世代への継承とさらなる発展を願って企画した内容も掲載しております。

ご多忙の中ご寄稿いただいた皆様には、心より御礼申し上げます。皆様のご協力により、今号も大変充実した内容となりました。

今後とも、北欧との学術交流を通じて放射線医学の発展に寄与できるよう、事務局一同尽力してまいりますので、引き続き皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

〒371-8511 群馬県前橋市昭和町3-39-22  
群馬大学大学院医学系研究科放射線診断核医学内  
日本スカンジナビア放射線医学協会事務局

TEL:027-220-8401  
FAX:027-220-8409  
E-mail:jsrs@jsrs.tokyo  
URL:<https://jsrs.tokyo>

会員制  
画像診断情報サイト

# ラジサポ「F」

*Radiology support website by Fuji Pharma*

ご登録およびすべてのコンテンツのご利用は無料です。



[https://www.fuji-pharma.jp/contents\\_user/auth/login](https://www.fuji-pharma.jp/contents_user/auth/login)



## イオパミドール注「F」

非イオン性尿路・血管造影剤 イオパミドール注射液  
処方箋医薬品<sup>注)</sup> 薬価基準収載

### イオパミドール150注「F」

50mL / 200mL

### イオパミドール300注「F」

20mL / 50mL / 100mL

### イオパミドール370注「F」

20mL / 50mL / 100mL

### イオパミドール300注シリソジ「F」

50mL / 80mL / 100mL / 150mL

### イオパミドール370注シリソジ「F」

50mL / 65mL / 80mL / 100mL



## イオヘキソール注「F」

非イオン性造影剤 イオヘキソール注射液  
処方箋医薬品<sup>注)</sup> 薬価基準収載

### イオヘキソール300注「F」

20mL / 50mL / 100mL

### イオヘキソール350注「F」

20mL / 50mL / 100mL

### イオヘキソール240注シリソジ「F」

100mL

### イオヘキソール300注シリソジ「F」

50mL / 80mL / 100mL / 110mL / 125mL / 150mL

### イオヘキソール350注シリソジ「F」

70mL / 100mL

注):注意—医師等の処方箋により使用すること。

■効能・効果、用法・用量、警告・禁忌を含む使用上の注意等につきましては添付文書をご参照ください。

製造販売元  
(資料請求先)



富士製薬工業株式会社

〒939-3515 富山県富山市水橋辻ヶ堂1515番地

<https://www.fujipharma.jp/>

Medikit Biopsy Needle

# CORECUT<sup>®</sup> SE

◎ Semi-automatic Biopsy Needle



メディキット株式会社

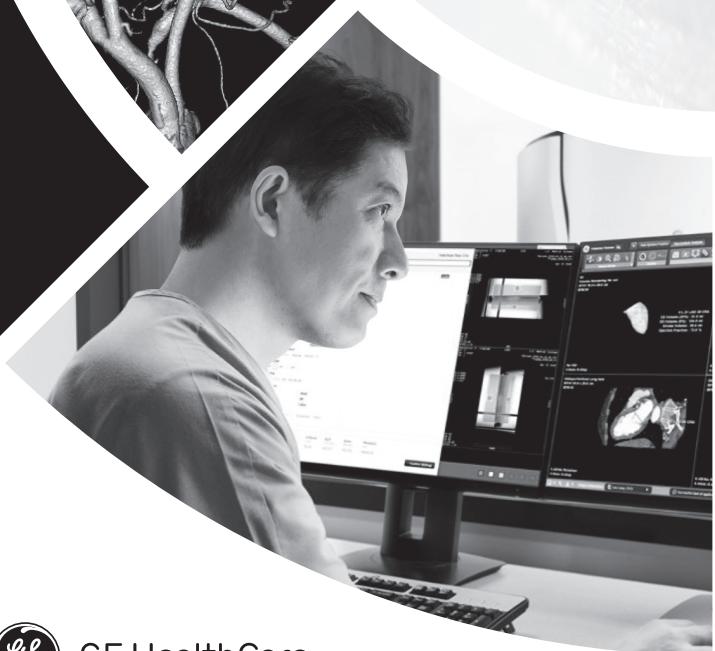
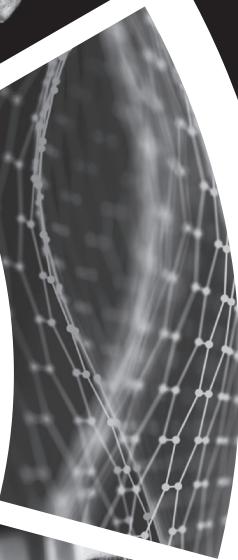
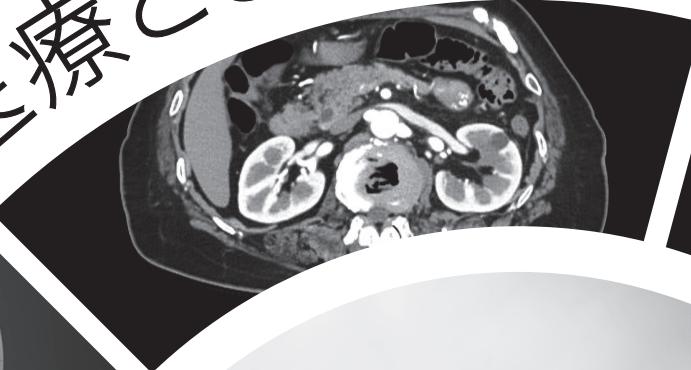
販売名：メディキットバイオプシードル  
一般的名称：単回使用組織生検用針  
クラス分類：II (管理医療機器)  
医療機器認証番号：306ABBZX00003000

販 売 元：メディキット株式会社 〒113-0034 東京都文京区湯島1-13-2 TEL.03-3839-0201  
製造販売元：東郷メディキット株式会社 〒883-0062 宮崎県日向市大字日知屋字亀川17148-6 TEL.0982-53-8000  
営 業 所 / 東京・札幌・仙台・埼玉・千葉・八王子・横浜・金沢・名古屋・京都・関西・神戸・広島・松山・福岡・宮崎  
流通倉庫 / 宮崎県日向市・千葉県佐倉市  
<http://www.medikit.co.jp/> <https://www.togomedikit.co.jp/>

ご使用前に製品の電子添文を確認の上、記載されている説明に従って正しく使用してください。

2024.06  
20240826CT10-1

# 見て、診る、 医療とともに。



GEヘルスケアファーマは  
日々患者さんに寄り添う医療従事者の皆様から  
信頼されるパートナーとして  
ヘルスケアの無限の可能性を追求し  
より良い社会を実現します

GEヘルスケアファーマは  
日々患者さんに寄り添う医療従事者の皆様から  
信頼されるパートナーとして  
ヘルスケアの無限の可能性を追求し  
より良い社会を実現します

GEヘルスケアファーマは  
日々患者さんに寄り添う医療従事者の皆様から  
信頼されるパートナーとして  
ヘルスケアの無限の可能性を追求し  
より良い社会を実現します

製造販売元  
GEヘルスケアファーマ株式会社  
東京都港区高輪4-10-18

Rev.1.0 2024/04 4D・1 (MKT·KM) V0C45 JB09870JA



GE HealthCare

**PHILIPS**

**PHILIPS**

**It's not just helium-free  
MR operations.**

**It's excellent quality images  
and patient-centric workflow.**

ヘリウムフリーのMR運用とAIによるタスクサポートにより  
生産性の高い持続可能なMR検査体験を全ての人へ  
Together, we make life better.

**innovation  you**

株式会社フィリップス・ジャパン  
[www.philips.co.jp/healthcare](http://www.philips.co.jp/healthcare)

販売名: フィリップス Ambition 1.5T  
医療機器認証番号: 231AFBZX00015000  
設置管理医療機器/特定保守管理医療機器  
管理医療機器

記載されている製品名などの固有名詞は、Koninklijke Philips N.V.  
またはその他の会社の商標または登録商標です。  
©2022 Koninklijke Philips N.V.

